
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第47号（2015年9月27日）

財務省が166文書を追加開示。不開示文書を異議申し立てし、審査会に諮問されました。植民地責任否定の「安倍談話」糾弾！

目次

- | | |
|-------|------------------------|
| 1 | 安倍談話について |
| 2-3 | 日韓つながり直しキャンペーン集会での報告要旨 |
| 4-6 | 財務省開示文書について |
| 7-10 | 異議申立書（財務省） |
| 11-13 | 理由書（財務省） |
| 14-27 | 意見書（財務省） |
| 28 | 2015年度総会シンポ案内他 |

8月14日、安倍首相は「戦後70年談話」を閣議決定し発表しました。戦後70年の今年の日韓国交正常化50年でもあります。しかし、安倍談話は日韓国交正常化50年には一言も触れませんでした。それだけではなく、日本の植民地支配、侵略についても徹底して触れませんでした。「植民地支配」「事変、侵略、戦争」など言葉としてはちりばめられていますが、主語は省かれ、一般論として語るのみ。拳句の果てには「日露戦争は植民地支配の元にあった多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけました」と、日清・日露戦争で戦場となり、その結果植民地とされた韓国・朝鮮の人々の気持ちを踏みにじる。その歴史観は日韓会談当時と何も変わりません。違憲の戦争法が強行可決されましたが、平和は信頼関係を基礎にしてこそ築かれるものです。過去清算無くして友好はありません。

※以下の文は、当会の太田修が今年 2015 年 6 月 20 日に在日本韓国 YMCA で開かれたシンポジウム「日韓条約 50 年過去清算でつながろう」で行った報告の概要である。

それでも「解決済み」論を批判する

太田修

日韓条約の何が問題か

日本の敗戦・朝鮮の解放から 70 年、日韓条約（基本条約と 4 つの協定）締結から 50 年がたったにもかかわらず、日韓では日本軍「慰安婦」や強制動員された労働者・軍人軍属などの植民地支配下での戦争被害の補償問題が未解決の状態にある。

これまで日本政府は、日本軍「慰安婦」や強制動員された労働者・軍人軍属などの補償問題は 1965 年の日韓財産請求権協定で「解決済み」だと主張してきた。大手メディアもそれを支持し、「解決済み」論は拡大しているように見える。

以下、請求権協定とその交渉過程における三つの問題点を指摘し、日本政府や大手メディアが主張する「解決済み」論を批判したい。

「財産」「請求権」という枠組み

ひとつ目は、日韓財産請求権協定で「完全かつ最終的に解決された」とされた「財産」「請求権」は、植民地支配正当論（植民地支配の責任を不問に付す）のうえに形成されたもので、植民地支配・戦争による被害を解決するものではなかったという点である。

1965 年以前の日本政府の植民地支配認識は、①1910 年の「韓国併合条約」は「適法」に結ばれたもので、朝鮮植民地支配は正当だったという「植民地支配正当・適法」論、②植民地支配は朝鮮を近代化したという「施恵」論・「近代化」論、③「朝鮮の独立は国際法上に謂う分離の場合である」という「分離」論を内容とするものだった。それは、ひとこと言えば植民地支配を正当化するものだったといえる。その点がより鮮明になったことが新しく公開された日韓会談文書で明らかにされた最も重要な点である。

「経済協力」方式

ふたつ目は、財産請求権問題が「過去の償いということではなしに、韓国の将来の経済および社会福祉に寄与するという趣旨」で「経済協力」により処理する、いわゆる「経済協力」方式によって処理されたことである。この「経済協力」方式は1960年7月に外務省アジア局が主導して創案し、62年11月の「大平・金合意」によって日韓間で合意された。その間に開かれた第5・6次日韓会談で、強制動員された労務者・軍人軍属の未払い賃金などの問題が議論されたが、それは韓国側に「数字で話を決めるのは不可能だ」ということを納得せしめ、最終的には「経済協力」方式で政治的決着を図るためのものであったことが、新しく開示された日韓会談文書によって明らかになった。

「経済協力」方式は、①冷戦戦略（アメリカの東北アジアにおける冷戦戦略としての経済開発）、②経済開発主義（1950年代の日本による東南アジア諸国への「賠償」「経済協力」の経験、および日韓での経済開発を推進する政権の樹立）、③旧植民地帝国の植民地支配の処理の一環（イギリス、フランスなどの旧植民地帝国による植民地支配処理としての「独立+経済協力」方式）として推進され、合意されたものであった。それにより植民地支配・戦争の責任は覆い隠されたといわねばならない。

条約一法による「暴力」

三つ目の問題点は、日韓両政府は、植民地支配・戦争による国家暴力や人権侵害を受けた人々の声や痛みを受けとめることなく、1965年の条約一法によって「完全かつ最終的に解決」したことである。例えば、1950年代からは朝鮮人BC級戦犯として知られる「韓国出身戦犯者同進会」が、また1962年の「大平・金合意」の前後には、在韓被爆者や強制動員被害者、「元日本軍在日韓国人傷痍軍人会」（大島渚の「忘れられた皇軍」）が補償を訴える声を挙げていたが、とりわけ日本政府は被害者らの声にほとんど耳を傾けなかった。

一方で、日本軍「慰安婦」や大部分の強制動員被害者は、権威主義体制の下で国家暴力の激烈さや深刻さゆえに（特に精神的被害）日韓会談当時は声を上げることができなかった。

植民地支配・戦争による被害者にとっては、1945年以前の植民地支配とその下で行なわれた戦争による暴力はその被害の核心であったが、そうした暴力による被害を1945年以降も不問にし続けた条約—法自体も暴力性を帯びたものではなかったか。植民地支配の責任を不問に付したサンフランシスコ講和条約やそれに基づいて行なわれた日韓財産請求権交渉、その結果締結された日韓財産請求権協定という条約—法そのものの暴力性が問われなければならない。

そして、危機の中で

この報告の暫定的結論は、「財産」「請求権」、「経済協力」は日本の植民地支配・戦争責任を覆い隠すものだったということである。1965年の日韓財産請求権協定で日本軍「慰安婦」や強制動員された労務者・軍人軍属など植民地支配・戦争による被害の真実究明、責任追及、それにもとづく謝罪や補償などの「過去清算」はなされたとは言えず、日本政府や日本の大手メディアの「解決済み」論は修正されなければならない。

今日私たちは「解決済み」論の拡大という危機に直面しているが、それでも危機の場には可能性が開かれていることを信じて、執拗に丁寧を考え、対話し続けていく必要がある。

植民地支配・戦争は、その後の朝鮮半島と日本の支配者、被支配者双方に少なからぬ影響を及ぼしてきた。世界でも植民地支配・戦争に起因する国家暴力や人権侵害がその後の人種主義、人種差別、排外主義の源泉となっており、植民地支配・戦争に起因する国家暴力や人権侵害が世界中で形を変えて存在し続けている。

そうした中で植民地支配・戦争について考え対話し続けることは、今日の外国人労働者や移民に対する暴力、女性や性的少数者、少数民族などのマイノリティーへの暴力、地域や職場、家族などの生活における暴力や人権侵害について考えることにもつながる。「過去清算」は普遍的な課題なのである。

財務省開示文書の概要について

山本 直好

1 経過と概要

財務省の日韓会談文書は、2000年に国立公文書館に移管されていることになっています。対象文書は公文書館ホームページのデジタルアーカイブスで「経済極力 韓国」という分類で112冊の簿冊が出てきます。

一昨年の総会シンポのパネリストとして参加された、情報公開クリアリングハウスの三木由希子さんからアドバイスをいただき、財務省に残っているかもしれない関連文書の開示請求を行いました。昨年3月28日に22件の文書が開示され、残りの166件が5月29日付で開示決定が出ました（経過の詳細は7頁以降の異議申立書をご覧ください）。

開示された一つ一つの文書のページ数が少ないので、おそらく、整理された簿冊単位ではなく他の現有文書（例えば、韓国以外の国との外交交渉関連文書）の中に断片的に含まれていたものではないかと思います。それは、今回の開示対象文書のうち、全く同じ文書と思われるものが別々のものとして扱われていることからもうかがわれます。

外務省文書と全く同じものもありますが、外務省とは不開示部分が異なったり、外務省文書には含まれない資料が添付されていたり、逆に欠落しているものもあります。財務省の役人のものと思われる手書きのメモがあるものもあり、その一部が不開示となっているものもあります。また、外務省文書にも類似の文書があるが、全く同じではないものもあります。もちろん、外務省文書にはないものも含まれています。

不開示部分が含まれる文書は多くはないのですが、現在異議申し立て手続きを行っています。公文書館に移管されている財務省の日韓会談文書は閲覧制限が非常に厳しく、一般には活用することが困難であるのが現状です。そこには移管元の財務省の意向が強く反映していると言われています。それを変える為には、最後まで争い、財務省の決定を覆す実

績を作り出す必要があります。日韓会談の全容を明らかにするためには、外務省文書だけでなく、財務省文書も解明しなければなりません。

2 主な開示文書の紹介

A 外務省で不開示としている部分を財務省が開示している文書

文書番号8「一般請求権徴用者関係等専門委員会第2回会合」(外務省1224)

外務省文書の23・24頁の墨塗り部分が財務省では開示され、「日本証券代行株式会社」であることが分かりました。また、外務省文書の34頁の墨塗り部分の一部が「財団法人交通厚生会 京城府龍山区 日鮮礦業株式会社 咸鏡道鏡城郡 秋田証券株式会社 京城府中区 金融組合 朝鮮地区626カ所」であることが分かりました。

文書番号10「一般請求権徴用者関係等専門委員会第4回会合」(外務省1224)

別添1「清算完了した閉鎖期間一覧表」の後、「次頁以下 10頁 不開示」とされている部分が、財務省文書では開示されていました。内容は「整理完結した在外会社一覧表」と「韓国法人所有有価証券調書」でした。前者は184法人の法人名、本店又は主たる事務所の所在地、整理完結日が記録され、後者は7つの朝鮮系金融機関の保有する有価証券の「登録」「現物」の金額をまとめたものです。

文書番号19「韓日間請求権協定要綱韓国側提案の細目」(外務省1177)

外務省はタイプ打ち、財務省は手書きです。外務省文書で「次頁以下 10頁 不開示」となっている部分が財務省文書では開示され、「別表(B) 韓国に本社のある法人」の一覧であることが分かりました。

B 財務省官僚の手書きメモがある文書

文書番号6「一般請求権小委員会臨時小委員会第3回会合」(外務省1223)

簡易保険関係の資料について、大蔵省理財局外債課の金子補佐の「韓国側から資料を出していただきたい。また、大蔵省預金局部に預入した金額も一つの資料であるが…」という説明の、後に続く部分で、「請求の基礎として大蔵省預金部に預入した金額」に手書きで付せられた金子補佐のものと思われる註があります。「1) この発言の際には、韓国側1億5千万円の資料が提示される以前であり、わが方の腹づもりとしては預入金はGrossの■■■■を指すものではないかと考えていた次第である。」と記されています。

C 外務省文書に無い資料

日韓会談のごく初期の文書に外務省文書に無い文書が散見されます。例えば次の文書です。文書番号22「日韓間諸懸案」、同24番「対朝鮮資産負債一覧表」、同25番「対朝鮮渉外負債調」、同27番「朝鮮における資産負債について」、同28番「朝鮮併合後終戦迄における経済力対比統計」、同32番「日韓船舶会議経過報告(一)」など。不開示部分も多く、また重複しているものも多いため、異議申し立て対象文書になっているものの多くを占めています。

3 開示された部分について

外務省文書と財務省文書を比較してみて、以外にも企業側により近いと思われる財務省の方が、企業情報について比較的広く開示しているように感じます。これは、外務省が開示の影響をリアルに検討するのではなく、過剰に自己規制的に不開示としていることを示しているのではないのでしょうか。開示することによる影響をきちんと検討すれば、「外交に不利となる」等という理由で不開示にするほどの情報はそれほどないはずだと思います。

2015年7月12日

異議申立書

財務大臣

麻生太郎 殿

異議申立人 氏名 山本 直好

異議申立てに係る処分

財務省の2015年5月29日付け部分開示決定処分（財研第298号）

前項の処分があったことを知った年月日

2015年6月2日

第1 異議申立ての趣旨

出入国管理情報である文書番号165「資料第二十九号」を除く「異議申し立て対象文書一覧」記載の18文書について、異議申立てに係る処分記載の処分を取り消すとの決定を求める。

第2 異議申立ての理由

- 1 異議申立人は、2014年1月26日、処分庁に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、「1951年から1965年に至る、日韓会談の各時期（第1次～7次）の本会議及び委員会の会議録及び関連資料、日本政府が作成した公文書を網羅したもの」の開示を請求した。
- 2 処分庁は、2014年3月28日、本件請求文書のうち、22文書を開示する決定を行い、残りの文書については、2015年5月29日まで決定を延期する通知を行った。2015年5月29日、処分庁は残りの166文書（以下、これらの文書を総称して「本件文書」という。）について開示決定を行い、うち、19文書について、部分開示とする処分（以下、「本件処分」という。）をした。
- 3 本件処分の理由として、以下の記載がある。

「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため。」（法第5条3号関連）

「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。」（法第5条2号関連）

- 4 しかし、本件処分は、次の点において、違法又は不当であり、取消されなければな

らない。

- (1) まず、交渉が終結してから半世紀以上が経過した現時点において、依然として不開示部分が多いことを指摘せざるを得ない。部分開示と言うものの、一部文書は、タイトル以外墨塗りであり、全部不開示に等しい。2001年に情報公開法が施行され、行政機関の保有する情報については、その「一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（法1条）が求められているのであり、行政機関の説明責任は、半世紀前の交渉時より一層広く認められるべきである。また、2011年には公文書管理法が施行され、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けられた。それにも関わらず、不開示部分が多いこと自体きわめて不合理・不適切である。
- (2) 別紙の通り、2012年10月11日東京地方裁判所民事第2部「平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」判決（以下、10・11判決）では、いわゆる「30年ルール」（外交文書では、原則としてそれが発生してから30年以内に公開）を、日本国での情報公開訴訟において、初めて明確に適用し、被告国の主張立証レベルを厳しくした。すなわち、「時の経過」を経てもなお不開示とする理由を主張立証する必要がないとする被告国の主張を排斥したうえで、文書作成から本件処分までに少なくとも30年以上経過している場合には、被告国に対して、「当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にいう「おそれ」が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」の主張立証を求めた。本判決の判断基準は2014年7月25日の同事件東京高裁判決においても修正されず、判決は確定している。

本件請求文書に対しても、上記のような10・11判決の内容が十分に考慮されるべきである。それにも関わらず、本件処分決定は、不開示部分を多く含むものであり、不適切な処分・決定だと言わざるを得ない。
- (3) 次に、会談の相手国であった韓国では、本件文書に対応する韓日協定外交文書が韓国の情報公開法に基づいて2005年に全面開示されており、何人でも自由に当該文書を入手できる状態になっている。この点においても、先の10・11判決において、韓国側で既に全面公開されている日韓会談文書等他で既に公開されている情報については、特段の事情のない限り、不開示情報（国の安全が害される等のおそれがあるもの）に該当しないとの判断を示した。

- (4) 法人情報も上記の例外とはならない。植民地朝鮮時代の法人が現在も存続している可能性は極めて低く、また、承継法人等が存在したとしても、当該情報が開示されたからと言って、現在の法人の経営に直接影響を及ぼすことは、およそ考えられない。

したがって、本件処分は、法が定める不開示情報該当性判断を真摯に行ったものとは到底考えられず、この点からも不当なものである。

異議申し立て対象文書一覧

※以下は、財務大臣臨時代理による財研298号平成27年5月29日付「行政文書開示決定通知書」における文書番号と文書名。

- 2 第6次日韓全面会談における一般請求権小委員会第9回会合
- 3 第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談（第1回）記録
- 5 一般請求権小委員会臨時小委員会第2回会合
- 6 一般請求権小委員会臨時小委員会第3回会合
- 8 一般請求権徴用者関係等専門委員会第2回会合
- 14 日韓船舶会議について
- 23 請求権問題に関する初期の交渉要領案
- 24 在鮮資産負債一覧表
- 25 対朝鮮渉外負債調
- 27 朝鮮における資産負債について
- 33 対韓請求権（第一次試算）
- 36 在鮮資産負債一覧表
- 37 対朝鮮渉外負債調
- 39 朝鮮における資産負債について
- 72 例示的処理要領に基く日韓両国負債額調（第一次試算）
- 85 第二次日韓会談における財産及び請求権分科会の問題点と第一次会談 における問題点の比較
- 123 請求権問題の処理方針について
- 151 在鮮在外資産に関する計数

理由説明書

1. 経緯

平成 26 年 1 月 28 日に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。)第 3 条に基づき、異議申立人から「1951 年から 1965 年に至る、日韓会談の各時期(第 1 次～7 次)の本会議及び委員会の会議録及び関連資料、日本政府が作成した公文書を網羅したもの」について開示請求(以下「本件開示請求」という。)が行われた。

これに対して、財務大臣は、法第 11 条の規定に基づく開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分として文書 22 件を特定の上、平成 26 年 3 月 28 日付財研第 149 号により、法第 9 条第 1 項の規定に基づき全部開示とする決定を行った。さらに文書 166 件を特定の上、平成 27 年 5 月 29 日付財研第 298 号により、一部開示決定(以下「原処分」という。)を行った。

この原処分に対し、平成 27 年 7 月 14 日に行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条に基づき、異議申立人から、一部不開示とした文書のうち 18 文書(以下「本件対象文書」という)の原処分の取り消しを求める旨の異議申立てがあったものである。

2. 異議申立人の主張

異議申立書によれば、異議申立人の主張は次のとおりである。

本件処分において、法第 5 条 2 号及び 3 号を理由として不開示としているが、次の点において違法または不当であり、取り消されなければならない。

- (1) まず、交渉が終結してから半世紀以上が経過した現時点において、依然として不開示部分が多いことを指摘せざるを得ない。部分開示と言うものの、一部文書は、タイトル以外墨塗りであり、全部不開示に等しい。2001 年に情報公開法が施行され、行政機関の保有する情報については、その「一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」(法 1 条)が求められているのであり、行政機関の説明責任は、半世紀前の交渉時より一層広く認められるべきである。また、2011 年には公文書管理法が施行され、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けられた。それに関わらず、不開示部分が多いこと自体きわめて不合理・不適切である。
- (2) 2012 年 10 月 11 日東京地方裁判所民事第 2 部「平成 20 年(行ウ)第 599 号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」判決(以下、10. 11 判決)では、いわゆる「30 年ルール」(外交文書では、原則としてそれが発生してから 30 年以内に公開を、日本国での情報公開訴訟において、初めて明確に適用し、被告国の主張

立証レベルを厳しくした。すなわち、「時の経過」を経てもなお不開示とする理由を主張立証する必要がないとする被告国の主張を排斥したうえで、文書作成から本件処分までに少なくとも30年以上経過している場合には、被告国に対して、「当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にいう「おそれ」が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」の主張立証を求めた。本判決の判断基準は2014年7月25日の同事件東京高裁判決においても修正されず、判決は確定している。

本件請求文書に対しても、上記のような10.11判決の内容が十分に考慮されるべきである。それにも関わらず、本件処分決定は、不開示部分を多く含むものであり、不適切な処分・決定だと言わざるを得ない。

- (3) 次に、会談の相手国であった韓国では、本件文書に対応する韓日協定外交文書が韓国の情報公開法に基づいて2005年に全面開示されており、何人でも自由に当該文書を入手できる状態になっている。この点においても、先の10.11判決において、韓国側で既に全面公開されている日韓会談文書等他で既に公開されている情報については、特段の事情のない限り、不開示情報(国の安全が害される等のおそれがあるもの)に該当しないとの判断を示した。
- (4) 法人情報も上記の例外とはならない。植民地朝鮮時代の法人が現在も存続している可能性は極めて低く、また、承継法人等が存在したとしても、当該情報が開示されたからと言って、現在の法人の経営に直接影響を及ぼすことは、およそ考えられない。

したがって、本件処分は、法が定める不開示情報該当性判断を真摯に行ったものとは到底考えられず、この点からも不当なものである。

3. 諮問庁としての考え方

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、日韓全面会談の他、日韓国交正常化交渉における各種会談等の記録、日本側の処理方針、その他内部検討において使用した試算等の各種資料である。

(2) 開示文書の不開示箇所について

- ・ 本件対象文書のうち、開示文書3及び14以外の文書には、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の処理方針の他、試算額、在韓軍人数及びその他参考資料の具体的数値等が記載されている。北朝鮮との日朝国交正常化交渉が将来行われる場合、財産・請求権問題が主要な論点になることが想定されるため、北朝鮮は、我が国が韓国との交渉において検討していた当時の交渉方針等に多大な関心を持つのは当然である。当該情報を公にすることにより、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、当該情報を交渉材料として利用したりした場合、北朝鮮との交渉上、我が国が不利益を被るおそ

れがあることから、法5条3号に基づき一部不開示とした処分は妥当である。

- ・ 本件開示文書3「第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談(第1回)記録」8頁第4～5行目、第13行目～9頁9行目及び本件開示文書14「日韓船舶会議に関する資料」6頁～8頁の表中「旧所有者」、「現所有者」、「現状及び経緯」の各欄の記載部分の一部不開示部分については、現存する法人又は現存する法人等の前身たる法人に関する名称のほか、精算処理の状況、経営方針及び船舶の贈与等具体的な情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号に基づき一部不開示とした処分は妥当である。

(3) 異議申立人の主張について

- ・ 異議申立人は、交渉が終結してから半世紀以上が経過しているにもかかわらず、不開示部分が多すぎる旨主張する。

しかしながら、当省は、本件対象文書の内容を精査し、開示できる部分は開示することとした上で、不開示部分については、「時の経過」を経ても、なお不開示とする理由があると判断したものであり、かかる異議申立人の主張には理由がない。

- ・ 異議申立人は、韓国では本件対象文書に対応する外交文書が既に全面開示されている旨主張する。

しかしながら、韓国側が公開した文書は、あくまで韓国側が作成・取得した文書であり、我が国としてその内容の真正性・信頼性を何ら認めたものではない。また、北朝鮮との交渉を考えた場合、仮に韓国側文書の記述と我が国文書の記述の内容が類似ないし一致していたとしても、北朝鮮側にとっての利用価値は異なり、我が国の交渉上の不利益が生じる蓋然性は同一ではない。したがって、韓国側が作成した文書の中に、我が国の内部文書と類似ないし一致する記述が含まれていることのみをもって、その内部文書を開示すべきということにはならず、かかる異議申立人の主張には理由がない。

なお、異議申立人は、韓国側文書と本件対象文書が類似ないし一致していると思われる点について、何ら具体的な主張を行っていないことから、個別の文書についての反論は困難である。

4. その他

異議申立人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

5. 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却されるべきものと考えらる。

(以上)

2015年8月30日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

異議申立人 山本 直好

意見書

「平成27年（行情）諮問第474号 『第6次日韓会談日韓会談における一般請求権小委員会第9回会合』等の一部開示決定に関する件」について、「平成27年8月17日付府情個第2644号」に基づき、下記の通り、財務省の理由説明書に対する異議申立人の意見を述べる（本文中で引用、参照する資料は別に添付する）。

1 判決法理に見る情報公開審査のあり方（いわゆる「30年ルール」をめぐって）

（1）はじめに

本件日韓会談文書の情報公開については、すでに東京地裁（東京地方裁判所民事第2部平成24年10月11日判決 資料1）及び東京高裁（東京高等裁判所第8民事部平成26年7月25日判決 資料2）における情報公開不許可処分取消訴訟（外務省事件）において、二つの先例となる判決が示されている。

これらの判決例は、判決を行った裁判所が不開示部分の内容を実際に検討することが認められていなかったこと、あくまで処分の違法性の有無を判断したという点で、異議申立手続とは必ずしも結論を同じにすべきものではない。しかし、これらの裁判例は、不開示処分の違法性及びその不当性について、一定の判断基準を提供するものであり、異議申立手続の審査においても十分に参照されるべき内容である。

（2）東京地裁判決における情報公開審査のあり方

本件処分に関わる情報公開法5条3号（国の安全等情報）の不開示事由該当性についての審理・判断のあり方について、東京地裁判決は以下のような枠組みを示している。

「5条3号、4号情報については、不開示情報が所定の事由に該当することの判断に加え、『おそれ』があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるかにつき、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、当該行政機関の長の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる」かを判断すべきであるが（東京地裁判決79頁）、「当該行政文書が作成された後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化についても、その考慮すべき要素になるものと解さざるを得ない」（同81頁）し、さらに、「条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上を経過している場合には、被告（外務大臣：引用者註）は、一般的又は典型的にみて当該行政文書に記録されている情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）にあたることと推認するに足りる事情として、同条3号又は4号の不開示情報に該当するとされる当該情報につき、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条3号又は4号にいう『おそれ』が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要があると解するのが相当である。」（同83頁）。

すなわち、「少なくとも30年以上を経過している場合」には、処分行政庁側が「当該不開示処分の時点」（現在）において、『おそれ』が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある」のである。

また、同判決は、「当該情報が、日韓会談において日本側が韓国側に提供した文書又は韓国側から提供された文書に記録されているものである場合」についても、下記の通り判示している。

「日韓会談において日本側が韓国側に提供した文書又は韓国側から提供された文書は、特段の事情がない限り、上記各文書自体が韓国側開示文書として開示されているものと推認することができ、しかも、本件各文書に関しては、韓国側開示文書が昭和26年（1951年）頃の日韓会談の予備会談以降昭和40年（1965年）頃の日韓会談の妥結に至るまでの全般にわたるものであることが公知の事実となっている。

そうであるとすれば、上記各文書に記録されている情報は、もはや北朝鮮当局が韓国側開示文書によって当該情報を入手し得る以上、たとえ本件各文書中の当該情報を記録している部分の不開示決定をしたとしても、北朝鮮当局が当該情報に係る上記の各問題に関する日本政府の検討内容、見解又は対処方針等を事前に把握し又は推測する材料にできなくなるわけではないから、①当該情報を記録した行政文書の開示決定をすることによって初めて（新たに）②当該情報が北朝鮮当局にとって日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るという意味での因果関係を欠くことが明らかである。」（92頁）

「当該情報が日韓会談において日本側が韓国側に提供した文書又は韓国側から提供された文書に記録されているものである場合には、一般的又は類型的にみて、これを公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはいえず、国の安全等の確保に関するものにあたることを推認することができないというべきである。」（93頁）

すなわち、日本側が韓国側に提供した文書を含む日韓会談文書が韓国で公開されているという「公知の事実」を前提に、「当該情報を開示することによって初めて北朝鮮当局が日本側の検討内容を事前に把握し又は推測する材料になり得るという意味での因果関係」を、処分行政庁側が立証しなければならない。

（3） 東京高裁判決における情報公開審査のあり方

情報公開法5条3号（国の安全等情報）の不開示事由該当性についての審理・判断のあり方について、東京高裁判決は、以下のような枠組みを示している。

すなわち、東京高裁判決は、まず、同条3号及び4号の不開示事由について記された「相当な理由がある」と言えるかどうかの判断において、「法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨、目的、範囲は各種の処分によって一様ではなく、これに応じて裁量権の範囲を超え又はその濫用が遭った者として違法とされる場合もそれぞれ異なるものであり、各種の処分ごとにこれを検討しなければならない。」とする（東京高裁判決18頁）。そして出入国管理令や旅券法の対比検討を通じて、以下のように結論した。

情報公開法の「上記趣旨目的及び規定の構造に鑑みれば、不開示情報を定める同条3号及び4号が行政機関の長が上記各おそれがあると認めるにつき『相当な理由がある』という要件を付加した趣旨は、出入国管理令21条3項に基づく『在留期間の更新を相当と認めるに足りる相当の理由』があるかどうかを判断する場合のように行政庁に広汎な裁量をゆだねる趣旨ではなく、旅券法13条1項5号により旅券発給の申請者が『外務大臣において著しくかつ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者』にあたるとして外務大臣が旅券の発給を拒否するかどうかを判断する場合のように法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべき者としての限定を附する趣旨であると解するのが相当である。したがって、行政機関の長は、情報公開法5条3号、4号所定の不開示情報にあたるかと判断して不開示処分をした場合において、当該不開示処分の取消訴訟が提起された時には、当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示すことを要するものと解するのが相当である。」（同20頁）。したがって、「その判断は、外務大臣の判断がまったく事実の基礎を欠いているかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠いているかどうかなどに限定されるものではないと解するのが相当である。」（同21頁）。

そして具体的には、情報公開法5条3号、4号の判断においては、関係する諸事情を総合的に踏まえて、「おそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある」としたのである（同17～21頁）。それゆえ、同法5条3号、4号が定める不開示事由が

認められるかどうかにおいては、外務省に広範な裁量権やその判断を尊重するなどの考慮は行うべきではなく、その判断に「合理的に判断する根拠」があるかどうかを、外務省の立証責任のもとに判断すべきであるとされる（同 21 頁）。

高裁判決においても、「合理的に判断する根拠」があるかどうかについて、処分行政庁側にその立証責任があると判断している。

（４） 財務省自身の判断基準でもある「30年ルール」

30年経過という事情は、日本政府においても、公文書管理における条約その他の国際約束に関する文書の保存期間（公文書管理法施行令 8 条 2 項 1 項）として用いられている（資料 3）。また、「財務省行政文書管理規則」（資料 4）においても、別表第 1 「行政文書の保存期間基準」で「条約その他の国際約束の締結及びその経緯」については、「30年」と定めているところである。

なお、「財務省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」（資料 5）の「別添 法第 5 条に関する判断基準」4 「法第 5 条第 3 号に関する判断基準」では「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示又は不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的及び技術的判断を要すること等の特殊性があることに留意する」としているが、上記判決法理に従えば、その「特殊性」の立証責任も当該処分行政庁にあることは明らかである。

2 法人情報に関する先例

法第 5 条 2 項の法人情報に関しては、「朝鮮人の在日資産調査報告書綴の一部開示決定に関する件」の情報公開・個人情報保護審査会の答申書という先例があり、参照されるべきである（資料 6）。

「答申書」によれば、対象文書の不開示部分は「朝鮮人労務者に対する未払債務を有する債務者である企業名及びその代表者名及びその代表者名並びにその所在地が記載されている」とされる。「答申書」は「既に報告書綴が約60年を経過したものである」ことを考慮し、「特定の個人を識別できるもの」を除き、広く法人関係情報の開示を認めている。また、「特定の個人を識別できるもの」についても商業登記簿に記載されている代表取締役名や他の文書で公開されている個人事業主名は、「これを公開しても、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない」と判断し、不開示対象から除外した。本件諮問対象文書の審査においても、法人情報であるからとして一律に不開示とすべきではなく、「法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある」かどうか個別具体的に検討されるべきである。財務省審査基準（資料5）「別添 法第5条に関する判断基準」3「法第5条第2号に関する判断基準」では『「害するおそれ」があるかどうかの判断をするに当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格並びに権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（例えば、信教の自由又は学問の自由等）の保護の必要性及び当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮する。なお、この『おそれ』の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする』としており、「法的保護に値する蓋然性を必要」と財務省自身が定めているところである。

なお、「法的保護の蓋然性」を判断するにあたり、前述の判例法理に基づき、その立証責任は当該処分行政庁にあることは言うまでもない。

3 諮問庁の「理由説明書」について

財務省の「理由説明書」は、「北朝鮮との日朝国交正常化交渉が行われる場合、財産・請求権問題が主要な論点になることが想定されるため、北朝鮮は、我が国が韓国との交渉において検討していた当時の交渉方針等に多大な関心を持つのは当然である。当該情報を公にすることにより、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、当該情報を交渉材

料として利用したりした場合、北朝鮮との交渉上、我が国が不利益を被るおそれがある」とするが、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分時点において「おそれ」が法的保護に値する蓋然性については具体的な主張が一切なされていない。

この間に朝鮮半島をとりまく国際情勢、および日本、韓国、北朝鮮の国内情勢は、1950、60年代のそれとは大きく変わっている。例えば、日韓会談に大きな影響を与えていた東西冷戦体制は崩壊し、日本政府は日韓会談当時には植民地支配正当論に立っていたが、1995年の「村山談話」（資料7）以降は不当論へと変化している。したがって、50年以上も前に日韓会談時に日本側の交渉の基礎となった情報や基本的な交渉方針（「理由説明書」では「我が国が韓国との交渉において検討していた当時の交渉方針等」とされている）が開示されても、現実の交渉や信頼関係に与える影響はほとんど存在しないと言わなければならない。

周知のとおり、日朝双方は2002年9月の「日朝平壤宣言」（資料8）で国交正常化の方向性と枠組みには合意している。特に「過去の植民地支配」について「日朝平壤宣言」第二項では次のように記されている。

2 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫（わ）びの気持ちを表明した。／双方は、日本が朝鮮民主主義人民共和国に対して、国交正常化の後、〔中略〕無償資金協力、低利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、〔中略〕経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。／双方は、〔中略〕1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、〔中略〕これを具体的に協議することにした。

最初の文章では、日本政府は植民地支配・戦争を反省するという立場を表明している。第二、第三の文章では、「無償資金協力、低利の長期借款供与」などの「経済協力を実施」することによって、「1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」にそって交渉すると述べている。

日韓国交正常化における財産請求権問題においても、日韓双方が提示した数字を精査していったそれをもとに金額を算出して決められたわけではない。その際、財産請求権の「法律関係」と「事実関係」が重要視されたわけだが、十分に立証できるものは限定的であり、しかも双方がそれに合意できないことが判明したため、「大平・金合意」によって「経済協力」という形で政治的に決められたのである。日朝交渉でもそうした日韓会談の経緯をふまえて「経済協力」で処理することに合意したものである。したがって、財務省が開示を拒んでいる財産請求権の査定額などが公開されたからといって、「不利益を被るおそれがある」とはとうてい考えられない。

また、「現存する法人又は現存する法人等の前身たる法人に関する名称」「精算処理の状況」「現状及び船舶の贈与等」の情報が「法的保護に値する蓋然性」についての具体的主張は「理由説明書」においては一切触れられていない。これでは財務省の「判断基準」にいう「単なる確率的可能性」を言っているにすぎない。

上記より、財務省が「不開示は妥当」とする根拠はなく、不開示処分は速やかに取り消されるべきである。

4 各諮問対象文書の不開示部分について

文書番号2 第6次日韓全面会談における一般請求権小委員会第9回会合

韓国側文書750「第6次韓日会談請求権委員会会議録、1-11次、1961.10.27-62.3.6」の220頁「小委員会、第2次非公式会議、1962.2.7」に、同一文書と推察される日本語資料が存在し、墨塗りなしで開示されている（資料9）。手書きとタイプ打ちという違いはあるが、文書タイトル、項目名、掲載されている会社名、「計

25社」との記述、注の番号、すべて一致する。

韓国側文書によると注1の記述は「旧朝鮮人株主の認定上本表の計数は若干変動することがある。」注2は「本表は、旧朝鮮人株主すべてに対するものであって、北朝鮮在住の旧朝鮮人株主に対するものを含む。」と読める。韓国側で開示されている情報であり、不開示とする理由はない。

文書番号3 第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談（第1回）記録

「朝鮮銀行の…その後身たる」に続く不開示部分は、「朝鮮銀行の後身」たる法人等についての記述と読める。朝鮮銀行は第二次世界大戦後、閉鎖機関に指定され解散した。朝鮮にあった資産は米ソ両軍政府が接收し、のちにその一部は大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の中央銀行である韓国銀行・朝鮮中央銀行に払い下げされた。また日本国内の残余資産により設立された銀行が日本不動産銀行（後の日本債券信用銀行、現：あおぞら銀行）とされている。

後段の不開示部分は、「現金残余分が零となっている」等の朝鮮銀行に関する韓国側の指摘に対する日本側の説明部分であるが、これは事実関係についての確認に過ぎず、これをあえて不開示とすることは不正な処理を行ったことが明らかになることを恐れているのではないかと疑わざるをえない。

文書番号5 一般請求権小委員会臨時小委員会第2回会合

不開示部分は「別添(1) 郵便貯金等残高調書」（開示）についての、韓国側の質問に対する日本側の説明である。これも、各項目の数字等、事実関係についての説明と推察されるので、不開示とする理由はない。

文書番号6 一般請求権小委員会臨時小委員会第3回会合

李代表の簡易保険関係の資料についての質問に対する金子補佐の説明部分、「請求の基礎として大蔵省預金部に預入した金額」に付された手書きの注の一部、数文字が不開示とな

っている。この数文字が北朝鮮当局に知られることにより、交渉上不利益になるとの財務省の主張は俄かには信じがたいが、「法的保護に値する蓋然性」について、具体的に検討がなされるべきである。

文書番号 8 一般請求権徴用者関係等専門委員会第 2 回会合

『外務省調査月報』に出ている終戦当時内地にいた朝鮮人軍人軍属 1 1 万という数字」についての厚生省板垣課長の説明部分である。法務省入国管理局のまとめた数字のものは厚生省の資料であることを認めた上で、不正確な部分を訂正しつつその内訳を説明したものであるが、これも事実関係の説明であり、法務省のずさんさが浮き彫りになる側面はあるとはいえ、北朝鮮との交渉上不利益になるとは考えられない。

文書番号 1 4 日韓船舶会議について

「贈与を提案した在日本水域旧朝鮮置籍船」それぞれの「旧所有者」「現所有者」「現状及び経緯」が不開示とされているが、半世紀以上も前の船舶が現在も使用されているとは通常考えられない。また、旧所有者、現所有者も存在する可能性が乏しく、仮に存在したとしても、半世紀以上経過した現在において明らかになったからといって不利益を被る可能性はおよそ考えられない。「法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある」かどうか、その「法的保護に値する蓋然性」は具体的に検討されるべきである。

文書番号 2 3 請求権問題に関する初期の交渉要領案

昭和 2 7 年 2 月作成の日韓交渉極初期の資料である。対韓請求権等の試算であるが、前述の通り、日朝平壤宣言で「経済協力方式」での枠組み合意がなされた現在においては、交渉には直接影響することのない資料である。

文書番号 2 4 在鮮資産負債一覧表

作成年月日は不明であるが、在朝鮮財産についての資料であり、日朝平壤宣言で「経済協力方式」での枠組み合意がなされた現在においては、交渉には直接影響することのない資料である。

文書番号 25 対朝鮮渉外負債調

昭和26年2月作成の日韓交渉極初期の資料である。対韓請求権等の試算であるが、日朝平壤宣言で「経済協力方式」での枠組み合意がなされた現在においては、交渉には直接影響することのない資料である。

文書番号 27 朝鮮における資産負債について

不開示部分の前段は東洋拓殖会社と朝鮮殖産銀行が内地で募集した社債の規模、後段は朝鮮における株式会社資本金の規模について記載されていると推測される。植民地朝鮮における企業活動についてはすでに多くの統計調査や研究が存在し、「公知の事実」と言ってもよい。いかなる意味で「交渉上不利益を被る『おそれ』」があるのか、理解しがたい。

文書番号 33 対韓請求権（第一次試算）

文書番号23と同じ資料と考えられる。詳細は省略する。

文書番号 36 在鮮資産負債一覧表

文書番号24と同じ資料と考えられる。詳細は省略する。

文書番号 37 対朝鮮渉外負債調

文書番号23と同じ資料と考えられる。詳細は省略する。

文書番号 39 朝鮮における資産負債について

文書番号27と同じ資料と考えられる。詳細は省略する。

文書番号 72 例示的処理要領に基く日韓両国負債額調（第一次試案）

昭和27年4月作成の日韓会談極初期の資料である。「例示的処理要領」に基づいて、「韓国よりの受取額」「韓国に対する要支払額」について記されていると推測されるが、日朝平壤宣言で「経済協力方式」での枠組み合意がなされた現在においては、交渉には直接影響することのない資料である。

文書番号85 第二次日韓会談における財産及び請求権分科会の問題点と第一次会談における問題点の比較

昭和28年5月作成の日韓会談極初期の資料である。「本会談において韓国側が問題として最初に提起した諸項目（昭28.5.19現在）」と「昨年の会談における韓国側が提出した請求権協定要綱の細目」を対比したものである。不開示部分は手書きのメモの一部で不鮮明であるが、以下の内容と推測される

- ①「在日韓国人の本国帰還預託金」の「預託金」の文字から線が引かれていることから、その内訳金額が記されているものと推測される。
- ②不開示部分の前に「4.」とあり、「供託」とあるので、「太平洋戦争中の韓人被徴用者未収金」についての供託金額の総額が記されていると推測される。
- ③不開示部分の前に「7. 陸軍」とあり、「軍デ供託」「昭21.1基準」とあるので、「引揚げの際の軍機関等に対する預入金」のうち、陸軍によって供託された金額（昭和21年1月基準）の総額が記されていると推測される。
- ④「6 被徴用者」とあるので、「太平洋戦争中の韓人徴用者で死亡、傷病及び行方不明となった者に対する善後措置」に関する数字と推測される。該当部分の横には「行方不明者7万人」とメモがあり、他の数字を不開示としていることと整合性が取れない。

上記の不開示部分については、統計的な数字に過ぎず、日朝平壤宣言で「経済協力方式」での枠組み合意がなされた現在においては、交渉には直接影響することのない資料である。

文書番号123 請求権問題の処理方針について

昭和39年4月作成の資料である。不開示部分は「二 原則的処理方針」の「2 平和条約第4条（b）項非該当の我が方の対韓請求権は、すべてこれを主張する」の項目別の記述の一部である。（1）は「国有船請求権は、これを主張し返還又は支払いを要求する」、（2）は「拿捕漁船請求権は、在韓米軍が拿捕したと推定されるものに関する請求権をのぞき、次のとおり処理する」とし、（3）が全面的に不開示となっている。

日韓会談妥結の大枠が決まった後の交渉に関わるものであるが、「交渉戦術」については開示された総論部分に記述されており、また、「韓国側が現実に支払うことにつき満足しない場合は、無償経済協力からの減額により処理する」と、落としどころについても開示部分から読み取れる。また、懸念の主たるものは「仮に対韓請求権を放棄した行なった場合、その放棄は、実質的に既定の経済協力のプラス α となる等の理由で国内からの批判を浴びるだけでなく、損失補償等の解決困難な問題を誘発する可能性が大である」という国内的問題であり、日朝国交正常化交渉とは直接的には関係ない。

文書番号151 在鮮在外資産に関する計数

文書番号24と同じ資料と考えられる。詳細は省略する。

以上

添付資料一覧

- 資料1 東京地方裁判所民事第2部平成24年10月11日判決（本文 写）
- 資料2 東京高等裁判所第8民事部平成26年7月25日判決（本文 写）
- 資料3 公文書管理法施行令
- 資料4 財務省行政文書管理規則（出典 財務省ホームページ）
- 資料5 財務省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準（出典 財務省ホームページ）
- 資料6 答申書「事件名：朝鮮人の在日資産調査報告書綴の一部開示決定に関する件」

(答申番号：平成22年度(行情)答申第406号 諮問番号：平成21年(行情)諮問第557号)

資料7 「戦後50周年の終戦記念日にあたって」(いわゆる村山談話)(出典 外務省ホームページ)

資料8 日朝平壤宣言(出典 外務省ホームページ)

資料9 韓国側文書750「第6次韓日会談請求権委員会会議録、1-11次、1961.10.27-62.3.6」(下記に画像を掲載)

財務省文書

韓国開示文書

旧朝鮮に本店又は主たる事務所を有していた法人の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配要保額

会社名	現金		株式	
	株数	額面金額	株数	額面金額
朝鮮銀行				
朝鮮信託(株)				
小林製菓(株)				
(株)丁字屋商店				
日本高周波重工業(株)				
成敏製菓(株)				
朝鮮食糧管団				
朝鮮自転車製造(株)				
朝鮮石油(株)				
朝鮮電業(株)				
朝鮮麦酒(株)				
蔚山建設(株)				
朝鮮紡織(株)				
(株)辻本商店				
東邦製菓(株)				
(株)清水精米所				
計	25社			

日産産業(株)	
西日本汽船	
(株)朝鮮貯蓄銀行	
朝鮮米穀倉庫(株)	
国産自動車(株)	
大昌興業(株)	
(株)朝興銀行	
(株)朝鮮商業銀行	
追問興業(株)	
計	25社

(注) 1. [Redacted]
2. [Redacted]

旧朝鮮に本店又は主たる事務所を有していた法人の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配要保額

会社名	現金		株式	
	株数	額面金額	株数	額面金額
朝鮮銀行	23,970	11,785,000		
朝鮮信託(株)	216,779			
小林製菓(株)	109	18,100	252	
(株)丁字屋商店	30	800	16	
日本高周波重工業(株)			8,442	422,100
成敏製菓(株)	264,956			
朝鮮食糧管団	6,446,400			
朝鮮自転車製造(株)	168			
朝鮮石油(株)	849,622.10			
朝鮮電業(株)	9,489			
朝鮮麦酒(株)	2,457			
蔚山建設(株)	6,228.36			
朝鮮紡織(株)	8,322.90			
(株)辻本商店	1,202.42			
東邦製菓(株)	2,212,600			
(株)清水精米所	412			
日産産業(株)			20	4,000
西日本汽船	247.50	2,600	52	
(株)朝鮮貯蓄銀行	7,152	94,000		
朝鮮米穀倉庫(株)				
国産自動車(株)	26,000			
大昌興業(株)			640	320,000
(株)朝興銀行	51,430	16,346,000	28,702	
(株)朝鮮商業銀行	99,000	6,031,000	2,042	
追問興業(株)				
計	7,825,771.26	21,987,100	31,918,100	

(注) 1. 旧朝鮮人株主の額面上本数(株数)は若干異動を認むべきである。
2. 本表は、旧朝鮮人株主の額面上本数(株数)について、北朝鮮居住の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配要保額を示すものである。

日韓会談文書・全面公開を求める会 2015年度総会・シンポジウム開催案内

【総会】

2015年12月23日（火・休） 午前10時 開会（9時半 開場）

【シンポジウム】

「日韓条約発効から50年 日韓会談文書公開運動10年の軌跡を振り返る」（仮題）

2015年12月23日（火・休） 午後1時半 開会（午後1時 開場）

会場およびシンポジウムの詳細は未定です。確定次第、当会ホームページに掲載いたします。また、会員の皆様には12月初旬に発行予定の当会ニュース総会特集版において詳細をお知らせいたします。

つどいー “原告に笑顔を”

日時：2015年10月10日（土） 午後1時～

場所：ルブラ王山（名古屋市地下鉄東山線池下駅2番出口より徒歩3分）

内容：原告のスピーチ、原田義雄さんミニ公演

判決報告など、アピール採択、記者会見

主催：名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団 支援する会

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

（事務局）

160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K 法律事務所気付 TEL：090-9204-7607 FAX：03-5241-9906

E-mail：nikkanbunso2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>